

# REVENTION No. 255

平成25年12月19日開催

## 脱法ハーブについて

埼玉県立精神医療センター 成瀬 暢也

### はじめに

最近、「脱法ハーブ」の問題がマスコミに頻繁に取り上げられており、社会問題となっています。身体症状としては、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難などであり、死亡例も報告されています。また、精神的には、急性錯乱状態や幻覚妄想状態で緊急入院となることが多いのですが、最近では重度の依存症で外来を受診される方が急増しています。このように、脱法ドラッグを取り巻く状況は、数か月単位で刻々と動いています。ここでは、脱法ドラッグ問題の現状と対応について考えてみたいと思います。

### 1. 脱法ドラッグとは

脱法ドラッグの含有成分は、現在、合成カンナビノイド（大麻類似）、カチノン系化合物（覚せい剤類似）が主です。乱用者は、気分を高揚させたり、多幸福感を求めたり、幻覚をみたりするために脱法ドラッグを求めます。危険であることをいくら啓発しても、一部の人たちは好奇心から手を出します。彼らは、「法を犯しているわけではないから」「捕まらないから」と口を揃えて言います。実際は薬事法違反に当たるとの認識から、国は「違法ドラッグ」という呼称を使っています。「法の網をくぐり抜ける」目的で製造販売されることから、「脱法ドラッグ」という呼称が広がっています。脱法ドラッグは、商品の数だけバリエーションがあると考えていいほどに多種多様です。また、乾燥植物片にパウダーを混ぜたもの（ハーブ）、粉末（パウダー）、液体（リキッド）など、形状や使用方法も多彩です。インターネットでは、写真付きで商品の評価コメントが掲載され、堂々と売られています。

基本的には、乾燥植物片で販売されているものは、合成カンナビノイドが主であり、いわゆる「ダウナー系（脳機能を抑制する）」が多いのですが、混ぜてあるものの性質から「アッパー系（脳機能を興奮させる）」のものもあります。パウダーやリキッドは「アッパー系」の薬物であると考えられます。どちらに問題が大きいかというと、一概には言えませんが、「アッパー系」のものは、かんだりや音に敏感という症状が出やすく、これが悪化すると被害妄想や幻聴になります。つまり精神病を来しやすいということです。使って大暴れするのは「アッパー系」に断然多いのです。一方、「ダウナー系」では、意識障害を来し身体科救急に搬送されることもしばしばみられます。

脱法ドラッグを、身体に直接取り入れることを目的に輸入・販売などすることは、薬事法で禁じられています。ですから、「お香」「アロマ」などと偽って販売しているのです。店には、「絶対に吸煙などしないでください」と張り紙がしてあります。隠れ蓑です。指定薬物に指定されると輸入・広告・販売はできなくなります。それでも流通が続く場合は、より厳しい「麻薬指定」になることがあります。麻薬になると持っているだけで逮捕されることになります。

### 2. 薬物依存症専門外来を受診する乱用者の特徴

私が勤務する埼玉県立精神医療センターでは、脱法ドラッグの乱用による問題で新たに受診した患者さんが、平成23年後半から急激に増加しています。平成23年6月から25年8月までの1年間に、新規外来受診例が83例に及び、さらにその後も増え続けています。この期間に私が診察した薬物関連の新規外来患者さん257名のうち、主な問題薬物で最も多かったのが、覚せい剤の118名（45.9%）ですが、それに次いで脱法ドラッグの83名（32.3%）、最近マスコミにも取り上げられ、社会問題となっている向精神薬（睡眠薬・精神安定剤などの処方薬）が34名（13.2%）でした。平成23年半ばから、急激に重大な問題薬物となったことがわかります。その原因としては、脱法ドラッグ自体が強力で危険性の高いものになってきたことと、「脱法ハーブ」の問題が広く取り上げられ、一般に広く認知されたこと、店舗やインターネットでの販売が強化されたことなどが考えられます。

患者さんの特徴をみますと、脱法ドラッグ患者83名のうち、男性が73名（88.0%）とほとんどを占め、平均年齢は28.8歳、初回使用は26.5歳でした。アルバイトも含めて就労している例が34名（41.0%）で無職が49名（59.0%）、未婚が59名（71.1%）、離婚が9名、学歴では、高校中退28名、高卒22名、中卒13名、大卒以上11名、大学中退8名とばらつきがみられました。これまで精神科受診歴がある例が52名（62.7%）（うち29名が入院歴あり）、精神科受診歴のない

例が31名(37.3%)でした。診断は、依存症レベルが67名(80.7%)、乱用レベル5名で、最近では依存症例が増えていません。症状では、幻覚妄想53名(63.9%)と精神運動興奮45名(54.2%)、意識障害26名(31.3%)、身体症状20名(24.1%)で動悸、頻脈、血圧上昇、過呼吸・呼吸苦、めまい、嘔気・嘔吐、筋硬直、無動、けいれんなどがあります。薬物使用歴では、大麻52名(62.7%)、覚せい剤23名(27.7%)、MDMA22名(26.5%)などで、「他の薬物使用歴なし」は17名(20.5%)でした。形状は乾燥植物片83.1%、粉末34.9%、液体10.8%でした。

乱用者の特徴として、①若い未婚男性に多く、②使用薬物により症状は多種多様、③幻覚妄想・中枢神経興奮作用をきたすことが多く、④過量摂取による急性中毒死亡例もある、⑤暴力行為に及びやすい、⑥他の違法薬物乱用経験者が多い、⑦尿検査施行例では全例陰性であり、⑧統合失調症・躁うつ病と診断されていた例もある、などです。

また、治療的にも困難が明らかとなっています。①脱法ドラッグ自体が、どのような薬物なのかわからない、②尿検査が使えない、③精神症状が薬物によるものなのか、他の原因なのかわからない、④覚せい剤より幻覚妄想・激しい興奮のリスクが高いものも多い、⑤大麻・覚せい剤などの違法薬物乱用者が雪崩れ込んでいる、⑥強い依存性があり連続使用者も増えている、⑦使っても捕まらないことから治療の動機づけが難しい、⑧誰でも簡単に購入できてしまう、などです。

### 3. 依存症臨床の視点から見えてくる若者の薬物乱用防止対策

脱法ドラッグ使用者の多くは若者です。彼らは人の中にあって安心して正直な気持ちを言えないと、人に癒されることができません。薬物乱用は「孤独な自己治療の試み」として捉えることが必要です。人に助けを求められないと、彼らは自己完結的に気分を変えることによって癒しを求めます。彼らが孤立するとき、人に助けを求められないとき、現実逃避のために多用されるのがアルコールであり薬物です。彼らの共通した特徴として、「自己評価が低く自信を持ってない」「人を信じられない」「本音を言えない」「見捨てられる不安が強い」「孤独でさみしい」「自分を大切にできない」の6項目があげられます。

重要なことは、彼らにとって、正直な気持ちを安心して話せる相手がいること、信頼できる仲間・大人・家族がいること、安心できる安全な居場所があることです。このことが、若者の薬物乱用問題の最大の予防であると考えます。私たち大人が彼らに対して正直であること、彼らから信頼される存在であるように努めることを前提として、以下の点に留意することを提案します。

1. 若者ひとりひとりに敬意をもってきちんと向き合う。
2. 若者のよいところを積極的にみつけて伝える。
3. 若者の自尊感情を育てる対応を心がける。
4. 若者を選ばない、みすてない、あきらめない。
5. 若者をコントロールしようとしなない。
6. 若者にルールを守らせることにとらわれすぎない。
7. 若者から相談できたことを評価し真摯に受け止める。
8. 若者に過大な期待をせず、長い目で成長を見守る。
9. 若者に明るく安心できる場を提供する。
10. 若者の自立を促す関わりを心がける。

人を信じられるようになると、人に癒されるようになります。人に癒されるようになると、薬物に酔う必要はなくなります。私たち援助者は、問題を起こす若者に対して、陰性感情・忌避感情を持っていないか、一人の尊厳ある人間として向き合っているかが問われます。彼らは、私たちの陰性感情を敏感に察知して遠ざかったり反発したりします。一方で彼らは信頼できる大人を求めています。

### おわりに

脱法ドラッグは「合法ハーブ」に印象づけられるソフトドラッグではなく、覚せい剤と同等かそれ以上に危険なハードドラッグであることは間違いなく、今後も乱用の拡大が予想されます。世界的に取締りに苦慮している状況で、「包括指定」をはじめとした新たな取締り強化策を次々と実施するしかありません。どんなに取締りを強化してもドラッグを求める人たちは無くならないでしょう。しかし、少なくとも「捕まらないから」と軽い好奇心で近寄る「普通の人たち」が、近寄りたくしなければなりません。脱法ドラッグに高い毒性があり、さらに今後どんな害が発生してくるのか誰にも分からないこと、そして、依存症になると回復が困難であることを、広く啓発する必要があります。そして、若者が安易に薬物乱用に向かわないためには、彼らの心を理解した適切な関わりが必要であると考えます。